

## ☆ 給与支払報告書のご提出のお願い ☆

給与の支払者は、令和2年1月1日～令和2年12月31日に支払った給与等について給与支払報告書を作成し、**令和3年2月1日(月)**までに給与の支払いを受けている者の住所地(令和3年1月1日現在)の市区町村へご提出いただくことになっています。円滑な事務処理のため、早めにご提出いただきますようお願いいたします。

### ◎令和3年1月ご提出の給与支払報告書の記載における主な注意点

#### ●給与支払報告書等のeLTAXまたは光ディスク等による提出の義務化について

平成30年度税制改正により、令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書等について、eLTAXまたは光ディスク等による提出義務基準が引き下げられました。

令和3年1月1日以後提出する給与支払報告書または公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得または公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられます。

eLTAXの利用届出や申告方法の詳しい情報につきましては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



【お問い合わせ先】 市民税課 市民税第1・第2係 (TEL059-354-8132)

## ☆ 固定資産税の償却資産の申告お忘れではありませんか? ☆

固定資産税のうち「償却資産」の所有者は、令和3年1月1日(賦課期日)現在所有する「償却資産」について、**令和3年2月1日(月)**までに市長に申告しなければならないことになっています。

令和3年1月1日現在、四日市市内で工場や商店を営んでいる、あるいは、駐車場やアパートの賃貸経営をしているなど、法人や個人で事業をおこなっている方で「償却資産」を所有している方は、忘れずに申告してください。

※「償却資産」とは、構築物、機械・装置、工具・器具・備品などの事業用資産のことです。

※「償却資産」の申告は、eLTAXをご利用いただけます。

【お問い合わせ先】 資産税課 管理償却資産係 (TEL059-354-8139)